

# 茨城県報

第5946号

昭和46年9月9日

(木曜日)

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

### 告 示

	ページ
●土浦市内の字区域の一部変更(地方課).....	1
●療養取扱機関の申し出の受理等(国民健康保険課).....	2
●保険医療機関の辞退(保険課).....	2
●保険医のまつ消(〃).....	2
●被爆者一般疾病医療機関の指定(保健予防課).....	3
●保安林の指定解除の予定(林業課).....	3
●茨共第14号共同漁業権の内容変更(漁政課).....	3
●茨共第15号共同漁業権の内容変更(〃).....	4
●県営石滝地区土地改良事業計画の縦覧(農地管理課).....	4
●県営石下東部地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	4
●基幹道路の整備工事の施行(道路維持課).....	5
●道路の区域変更(〃).....	5
●道路の供用開始(〃).....	8
●道路の供用廃止(〃).....	9
●道路位置の指定(建築住宅課).....	10

### (選挙管理委員会)

●第7回定例委員会の招集.....	10
-------------------	----

### 公 告

●理容師試験及び美容師試験の実施(環境衛生課).....	11
●米飯提供業者の登録(農業経済課).....	13
●開発行為の工事完了(2件)(建築住宅課).....	13
●土地立ち入り測量(用地室).....	13

## 告 示

### 茨城県告示第918号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき土浦市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同市長から届出があつた。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土浦市大字大岩田字天王大道南2367番地の2を土浦市大字大岩田字霞ヶ岡2367番の2に変更する。

茨城県告示第919号

下記1のものからの国民健康保険法第37条第1項の規定による療養取扱機関の申し出を受理し、および下記2のものは同法同条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、並びに下記1及び2のものからの同法同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申し出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項により告示する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 国民健康保険法第37条第1項によるもの

記号番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
行国医第42号	46.7.10	積善堂医院	根本致知	行方郡麻生町大字行方137	46.7.10	全国

2 国民健康保険法第37条第3項によるもの

記号番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
石国医第38号	46.8.1	府中病院	小林二郎	石岡市大字石岡8351	46.8.1	全国

茨城県告示第920号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき、保険医療機関の辞退に関し、次の事項を告示する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 保険医療機関名称及び指定記号番号

野 沢 歯 科 診 療 所 鹿 歯 10

2 辞退年月日

昭和46年7月30日

茨城県告示第921号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第9条に基づき、保険医のまつ消に関し、次の事項を告示する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 保険医氏名及び登録記号番号

野 沢 清 茨医 360

2 まつ消年月日  
昭和46年7月30日

茨城県告示第922号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第14条の3第1項の規定により被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定した。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地	診 療 科 目	指定年月日
医療法人恵仁会 宮 本 病 院	筑波郡筑波町大字北條 1015	内, 呼吸器, 精神, 放射線	昭46. 7. 1
筑波町国民健康保険 筑 波 国 保 病 院	筑波郡筑波町大字北條 5022	内, 外, 産婦人	〃
社団法人霞ヶ浦結核予防協 会 筑 波 厚 生 園	筑波郡筑波町大字上横場 2573の1	内, 外, 耳鼻咽喉	〃
高 木 歯 科 医 院	勝田市共栄町4番13号	歯	昭46. 8. 1

茨城県告示第923号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除を予定している保安林の所在場所

高萩市大字下君田字横山90の1・大字上君田字堅石913・字蟹沢1791の13・大字横川字堂仏1438の1(以上4筆国有林・次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

公益上の理由(林道敷地)

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第924号

昭和46年8月5日付で磯崎漁業協同組合から申請のあつた昭和38年9月1日付38漁指令第96号で免許した茨共第14号共同漁業権の内容変更については、漁業法第22条第1項の規定に基づき昭和46年8月31日次のとおり免許した。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 茨共第14号共同漁業の内容に次の内容を加える。

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

茨城県告示第925号

昭和46年8月5日付で平磯漁業協同組合から申請のあつた昭和38年9月1日付38漁指令第97号で免許した茨共第15号共同漁業権の内容変更については、漁業法第22条第1項の規定に基づき昭和46年8月31日次のとおり免許した。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩上二郎

1 茨共第15号共同漁業の内容に次の内容を加える。

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

茨城県告示第926号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき、県営石滝地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第4項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩上二郎

1 縦覧に供する書類

県営石滝地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

昭和46年9月16日から昭和46年10月6日まで

3 縦覧場所

高萩市役所

茨城県告示第927号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき、県営石下東部地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第4項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩上二郎

1 縦覧に供する書類

県営石下東部地区土地改良事業計画書写し

2 縦 覧 期 間

昭和46年9月16日から昭和46年10月6日まで

3 縦 覧 場 所

水海道市役所

石下町役場

千代川村役場

茨城県告示第928号

基幹道路の整備工事を次のとおり施行するので、過疎地域対策緊急措置法施行令(昭和45年政令第104号)第6条第2項の規定により告示する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事開始の日
野 沢 線	那珂郡美和村大字氷之沢字山口 2480番の1から 那珂郡美和村大字氷之沢字六反1993番まで	道路改良	昭和46年10月1日
川西小瀬沢線	那珂郡緒川村大字上小瀬字寺下 2181番の1から 那珂郡緒川村大字小瀬沢字吉岡107番まで	道路改良	昭和46年10月1日
大 藤 線	西茨城郡七会村大字小勝字中郷1123番から 西茨城郡七会村大字小勝字大藤1672番まで	道路改良	昭和46年10月1日
沢 島 線	東茨城郡御前山村大字上伊勢畑字塚戸 662番の1から 東茨城郡御前山村大字檜山字森脇773番まで	道路改良	昭和46年10月1日

茨城県告示第929号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和46年9月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 結城野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
猿島郡境町字鹿島下1331番から	旧	メートル 最大 44.5 最小 7.7	メートル 588.27	
猿島郡境町字蓮地下1308番 県界まで	新	最大 69.0 最小 7.7	588.27	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 木原竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
稲敷郡美浦村大字木原 一般国道125号線交点から 竜ヶ崎市上町4202 県道竜ヶ崎潮来線交点まで	旧	メートル 最大 21.5 最小 5.1	メートル 17,778.6	
稲敷郡美浦村大字木原 一般国道125号線交点から 竜ヶ崎市横町4228 県道竜ヶ崎潮来線交点まで	新	最大 21.5 最小 5.1	17,513.6	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市米町4566番から	旧	メートル 最大 18.0 最小 6.5	メートル 2,460	
竜ヶ崎市大徳町字上土井耕地 780番まで	新	最大 15.0 最小 13.0	2,373	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 高萩友部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
高萩市大字安良川字柳町211-1番 県道高萩里美線交点から 多賀郡十王町大字友部 県道日立いわき線交点まで	旧	メートル 最大 11.0 最小 3.5	メートル 6,917	
高萩市大字安良川字横町731-1番 県道高萩里美線交点から 多賀郡十王町大字友部 県道日立いわき線交点まで	新	メートル 最大 9.5 最小 3.6	7,047	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大子黒羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字上岡字三嶋 1329番から	旧	メートル 最大 10.5 最小 5.5	メートル 582.0	
久慈郡大子町大字上岡 字弥平土地1209番まで	新	メートル 最大 26.5 最小 5.5	580.0	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 須賀息栖東庄線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字大舟津 字下請事町463番から	旧	メートル 最大 8.0 最小 4.0	メートル 1,943	
鹿島郡鹿島町大字谷原字蒲田 884番まで	新	メートル 最大 31.5 最小 7.3	1,844	大字谷原字蒲田890番 から大字谷原字蒲田 883番までを含む

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上ノ島竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
稲敷郡東村大字上ノ島 一般国道125号線交点から 竜ヶ崎市大徳町上大徳256 県道竜ヶ崎潮来線交点まで	旧	メートル 最大 20.5 最小 3.3	メートル 27.703	
稲敷郡東村大字上ノ島 一般国道125号線交点から 竜ヶ崎市米町4566 県道竜ヶ崎潮来線交点まで	新	最大 20.5 最小 3.3	29.463	

茨城県告示第930号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和46年9月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 結城野田線
- 2 供用開始の区間 猿島郡境町字鹿島下1331番から  
猿島郡境町字蓮地下1308番 県界まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月9日

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市米町4566番から  
竜ヶ崎市大徳町字上土井耕地780番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月9日

- 1 路 線 名 県道 高萩友部線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字安良川字横町731-1番から  
高萩市大字安良川字町田605番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月9日

- 1 路 線 名 県道 大子黒羽線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字上岡字三嶋1329番から  
久慈郡大子町大字上岡字弥平土地1209番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月9日



- 1 路 線 名 県道 須賀息栖東庄線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字大舟津字下請事町463番から  
鹿島郡鹿島町大字谷原字蒲田884番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月9日

- 1 路 線 名 県道 上ノ烏竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市大徳町字上大徳256番から  
竜ヶ崎市米町4566番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月9日

茨城県告示第931号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。  
その関係図面は、昭和46年9月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 木原竜ヶ崎線
- 2 供用廃止の区間 竜ヶ崎市横町4228番から  
竜ヶ崎市上町4202番まで
- 3 供用廃止の期日 昭和46年9月9日

- 1 路 線 名 県道 高萩友部線
- 2 供用廃止の区間 高萩市大字安良川字柳町211—1番から  
高萩市大字安良川字町田608番まで
- 3 供用廃止の期日 昭和46年9月9日

- 1 路 線 名 県道 須賀息栖東庄線
- 2 供用廃止の区間 鹿島郡鹿島町大字大舟津字下請事町463番から  
鹿島郡鹿島町大字谷原字西浜582番まで
- 3 供用廃止の期日 昭和46年9月9日

- 1 路 線 名 県道 須賀息栖東庄線
- 2 供用廃止の区間 鹿島郡鹿島町大字谷原字蒲田883番から  
鹿島郡鹿島町大字谷原字蒲田884番まで
- 3 供用廃止の期日 昭和46年9月9日

茨城県告示第932号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	46. 9. 9	勝田市大字足崎字西原1458—199, —200	6.00	42.20
2	〃	水戸市千波町字千波原2822—27	4.00	32.60
3	46. 9. 9	猿島郡総和町大字上辺見字鹿養道中1038—1	4.00	45.00
4	〃	〃 境町間ノ谷1911—5	4.00	42.00
5	〃	土浦市大字中貫字稲荷山667—92	4.00	32.45
6	〃	水海道市豊岡町字権現台丙2632	4.00	32.85

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第48号

茨城県選挙管理委員会第7回定例委員会を次のとおり招集する。

昭和46年9月9日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鏡 太 郎

- 1 招 集 日 時 昭和46年9月16日 午後零時
- 2 招 集 場 所 自治会館小ホール
- 3 協 議 事 項
  - (1) 常北町長選挙に関する審査申立事件について
  - (2) その他

## 公 告

### ●理容師試験及び美容師試験

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項に規定する理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項に規定する美容師試験を次のとおり実施するので、理容師法施行細則(昭和34年茨城県規則第31号)第9条及び美容師法施行細則(昭和34年茨城県規則第32号)第9条の規定にもとづき公示する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 昭和46年第2回理容師試験美容師試験実施要領

#### 1 受験申込票受付期間

昭和46年9月28日から同年9月30日まで、毎日午前9時30分から午後4時まで

#### 2 受験申込票提出先

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県衛生部環境衛生課

TEL(0292)21-8111(代)

(注) 受験申込票は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送による受験申込票は受理しない。

#### 3 試験期日及び試験場

期 日		試 験 場	
		第 1 試 験 場	第 2 試 験 場
学科	理容	水戸市五軒町3-2-61 大成女子高等学校	水戸市新荘3-2-28
	美容		
実地	理容	水戸市常磐町2丁目3番37号 茨城高等理容専門学校	
	美容	水戸市緑町2丁目3番10号 茨城県立スポーツセンター	

#### 4 試験科目

##### (1) 学科試験

ア 衛生法規大意

イ 生理解剖学大意

ウ 消毒法

- エ 伝染病学(細菌学を含む。)大意
- オ 皮膚科学大意
- カ 物理及び化学(化粧品化学及び理容又は美容に関する部分)大意
- キ 公衆衛生学大意
- ク 理容理論大意又は美容理論大意

(2) 実 地 試 験

- ア 理容又は美容の基礎的技術
- イ 消毒薬の取扱い
- ウ 理容又は美容を行なう場合の衛生上の取扱い

5 受 験 資 格

- (1) 厚生大臣指定の理容師養成施設又は美容師養成施設において、理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を習得したのち、昭和46年9月30日現在において、実地習練期間が1年以上(実地習練日数が280日以上であることを要する。)となる者
- (2) 学科試験を免除される者は、昭和44年以降茨城県知事施行の理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者

6 提 出 書 類

(1) 学科試験受験者

- ア 受験申込票(申込票は、県で所定のもの印刷して準備する。)
- イ 厚生大臣指定の養成施設を卒業したことを証する書類
- ウ 実地習練証明書
- エ 写真(受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽で、大きさは、たて5センチメートル、よこ4センチメートルのもの1葉)

(2) 学科試験を免除される者

- ア 受験申込票(申込票は、県で所定のもの印刷して準備する。)
- イ 学科試験合格証明書の写し
- ウ 写真(受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽で、大きさは、たて5センチメートル、よこ4センチメートルのもの1葉)

7 受 験 手 数 料

茨城県収入証紙1,000円(受験申込票にはりつけること。)

(注) 収入証紙は、消印をしないこと。

8 そ の 他

- (1) 受験に関する照会、受験票の請求等については、あて先明記の返信用封筒(切手をはつたもの)を同封すること。
- (2) 受験申込票提出の際は印鑑を持参すること。

(3) 合格発表は、茨城県庁舎内の衛生部掲示板に掲示するほか本人に通知する。

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により、次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部農業経済課及び県北、県南、県西農林事務所に備えおいて縦覧に供する。

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年8月23日に完了したことを公告する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施工地区又は工区に含まれる地域の名称

水海道市坂手町字時信2850の2

2 事業主の住所及び氏名

水海道市諏訪町3158の1

染 谷 誠五郎

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年8月23日に完了したことを公告する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

水海道市高野町字高野北2156番地-3

2 水海道市亀岡町2545

寺 田 正 造

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年9月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道下子水海道線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

下妻市大字加養字亀崎, 字三所, 字本木, 字相沼, 字赤熊, 字下栗町, 字道西坪及び字寺町脇  
地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和46年9月10日から昭和46年12月31日まで

●取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の委員の選挙期日について

日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第19条の規定に基づき, 取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の委員の選挙を昭和46年12月5日に執行することを公告する。

昭和46年9月9日

日 本 住 宅 公 団

●取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧について

日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第1項の規定に基づき, 取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の委員の選挙の選挙人名簿を下記により縦覧に供する。

記

- 1 縦覧開始の日 昭和46年10月5日  
1 縦覧期間 2週間  
1 縦覧場所 茨城県取手市大字戸頭字神明281番地の10  
日本住宅公団常総開発事務所  
1 縦覧時間 自 午前9時30分  
至 午後5時30分

昭和46年9月9日

日 本 住 宅 公 団

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所